

高松市仏生山交流センター利用料金一覧表

1 利用料金

(1) センター使用料

単位：円

区分		午前	午後	全日	1時間
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで	毎正時を始期と する1時間
イベントス ペース	通常利用料金	5,490	7,310	12,800	2,030
	営利目的利用料金	16,470	21,930	38,400	6,090
	冷暖房の利用料金	2,750	3,660	6,400	1,020
調理室	通常利用料金	4,860	6,480	11,340	1,800
	営利目的利用料金	14,580	19,440	34,020	5,400
	冷暖房の利用料金	2,430	3,240	5,670	900
会議室 1 1 (北)	通常利用料金	1,220	1,620	2,840	450
	営利目的利用料金	3,660	4,860	8,520	1,350
	冷暖房の利用料金	610	810	1,420	230
会議室 1 1 (南)	通常利用料金	1,760	2,340	4,100	650
	営利目的利用料金	5,280	7,020	12,300	1,950
	冷暖房の利用料金	880	1,170	2,050	330
会議室 2 1	通常利用料金	1,080	1,440	2,520	400
	営利目的利用料金	3,240	4,320	7,560	1,200
	冷暖房の利用料金	540	720	1,260	200
会議室 2 2	通常利用料金	1,350	1,800	3,150	500
	営利目的利用料金	4,050	5,400	9,450	1,500
	冷暖房の利用料金	680	900	1,580	250
研修室	通常利用料金	2,160	2,880	5,040	800
	営利目的利用料金	6,480	8,640	15,120	2,400
	冷暖房の利用料金	1,080	1,440	2,520	400
教室	通常利用料金	3,380	4,500	7,880	1,250
	営利目的利用料金	10,140	13,500	23,640	3,750
	冷暖房の利用料金	1,690	2,250	3,940	630

- 備考
- 1 使用時間には、準備及び片付け時間も含むものとする。
 - 2 センター使用者が、営利を目的として使用するとき、又は入場料若しくはこれに類するものを徴収するときの使用料は、この表に規定する額(営利目的外)の3倍の額とする。
 - 3 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数時間は、1時間とする。
 - 4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、10円に切り上げる。
 - 5 冷暖房使用料は、その施設の使用料の2分の1の額とする。

(2) 付属設備使用料 (1時間)

単位：円

名称	単位	使用料
音響装置	一式	500
映像装置	一式	500

- 備考
- 1 この表に掲げる使用料の額は、施設の使用時間1時間当たりの額とする。
 - 2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、1時間とする。
 - 3 この表に掲げるもの以外の付属設備の使用料の額は、類似する付属設備の使用料の額に準じて定める額とする。

(3) 広場使用料

単位：円

種別	単位	使用料
物品を販売し、又は頒布する場合 興行を行う場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	30
募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合 運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他 これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占 して利用する場合	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	15
電源を使用する場合	1 時間につき 2 3 0 円を加算する。	
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

- 備考
- 1 使用面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1 平方メートルとする。
 - 2 使用期間が 1 月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が 1 月以上のものを含む）の使用料については、この表の規定により算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。
 - 3 使用料の額が時間を単位として定められている場合は、1 時間未満の端数は、1 時間とする。
 - 4 この表の規定により算出した使用料の額が 1 件につき 1 0 0 円に満たないときは 1 0 0 円とし、1 0 0 円を超える場合においては、1 0 円未満の端数（備考 2 の規定の適用がある場合にあっては、1 円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 広場に工作物その他の物件を設けて占用する使用料

単位：円

占用物件	単位	使用料
電気又は電気通信の線路を設置するための本柱、 支柱、支線その他の工作物で電気通信事業法施行 令（昭和 6 0 年政令第 7 5 号）別表第 1 に掲げる もの	電気通信事業法施行令別表第 1 第 2 号単位の欄に掲げる単 位に応じて同号宅地の欄に掲げる額	
興行又は運動会、競技会、集会、展示会、博覧 会、演奏会その他これらに類する催しのために設 けられる仮設工作物	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	44
その他上記に定めるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める額	

- 備考
- 1 使用面積に 1 平方メートル未満の端数が生じたときは、その端数は、1 平方メートルとする。
 - 2 1 年を単位として定められた使用料については、その使用期間が 1 年未満であるとき、又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。この場合において、使用開始の日の属する月及び使用終了の日の属する月は、それぞれ 1 月として計算する。
 - 3 使用期間が 1 月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が 1 月以上のものを含む）の使用料については、この表の規定により算出した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額とする。
 - 4 この表の規定により算出した使用料の額が 1 件につき 1 0 0 円に満たないときは 1 0 0 円とし、1 0 0 円を超える場合において、1 0 円未満の端数（備考 3 の規定の適用がある場合にあっては、1 円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。

(5) 駐車場使用料

単位	使用料
1 台 1 回	<p>(1) 最初の 1 時間まで（センターに用務で来館した旨の確認を受けた者が駐車する場合は、最初の 5 時間まで）は無料とする。</p> <p>(2) 前号の時間を超えて駐車した場合は、その超えた時間 2 5 分までごとに 1 0 0 円</p>